



栃木県公報

平成28年
7月29日(金)
第2804号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 715
- 公印の作成..... 715
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除..... 716
- 予定保安林..... 716
- 救急医療機関の指定..... 717
- 土地改良区定款変更の認可..... 717
- 建築基準法による道路の位置指定..... 717
- 建築基準法による道路の位置指定の廃止..... 719
- 事業の認定..... 719

公告

- 平成28年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 722
- 患畜の届出..... 726

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 726

告示

栃木県告示第四百五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年七月二十九日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農政課の款ユニバーサル農業実践支援事業費補助金の項補助金等の名称の欄中「ユニバーサル農業実践支援事業費補助金」を「ユニバーサル農業就労促進事業費補助金」に改め、同項交付の目的の欄中「農作業等を行いやすい」を「安心して就労できる」に改め、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄中「ユニバーサル農業実践支援事業実施要領（平成二十七年六月二十二日付け農政第百三十四号農政部長通知）」を「ユニバーサル農業就労促進事業実施要領（平成二十八年七月五日付け農政第百六十九号農政部長通知）」に、「行うユニバーサル農業実践支援事業」を「行うユニバーサル農業就労促進事業」に改め、同項交付率又は金額の欄中「十万円」を「知事が別に定める額」に改める。

（農政課）

栃木県告示第406号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成28年 7月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者

栃 木 県 建 築 主 事 印 ②		方18	てん書	建築主事用	平成28年 8月1日	栃木県宇都宮 土木事務所長
----------------------	---	-----	-----	-------	---------------	------------------

(文書学事課)

栃木県告示第407号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年栃木県告示第201号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成28年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定を解除する区域
下都賀郡野木町大字野木字宮裏2380番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第408号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市中栗野字裏山890、2026から2029まで、字松坂口892、2025、字松坂沢898、901、905、字湯舟沢口899、字滝場端1984、字松坂漆久保1985から1987まで、1988-1、1988-2、1989-1、1989-2、1990から1992まで、2001、字炭谷久保1993、字松坂下1994から1996まで、1998から2000まで、字松坂1997、字松坂道2002、字松坂鷹巣口2003から2006まで、字大鷹巣2007から2011まで、2013-1、2013-2、2014から2016まで、字小鷹ノ巣2012、2017、2018、2019-1、2019-2、2020、字岡登り2021、字湯舟沢2022から2024まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝場端1984・字松坂漆久保1985・2001・字松坂下1994・2000・字松坂道2002・字松坂鷹巣口2004・2006・字小鷹ノ巣2017・2020（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第409号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
医療法人慶晴会 宇都宮南病院	宇都宮市八千代1-2-11	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
医療法人康積会 柴病	宇都宮市竹林町504	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
医療法人卓和会 藤井脳神経外科病院	宇都宮市中岡本町461-1	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
医療法人小金井中央病院 小金井中央病院	下野市小金井2-4-3	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
一般社団法人巨樹の会 新上三川病院	上三川町上三川2360	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
医療法人社団友志会 野木病	野木町友沼5320-2	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
一般社団法人栃木県医師会 栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市塩原1333	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
医療法人社団隆成会 皆川病	足利市多田木町1168-1	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
医療法人松青会 細川内科・外科・眼科	鹿沼市茂呂2266-3	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
小山市犬塚中久喜土地改良区	平成28年7月21日

(農地整備課)

栃木県告示第411号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	下野市石橋字牛井戸649-1、649-4、649-30、652-3、652-9の一部	延長34.99m 幅員6.00m	平成28年 2月22日	栃木 土木事務所
	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-168、1798-171の各一部	延長1.00m 幅員4.66m	平成28年 2月29日	大田原 土木事務所
	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字東北原2465-11の一部	延長32.84m 幅員5.00m	平成28年 3月1日	宇都宮 土木事務所
	那須郡那須町大字高久乙字道上586-557、586-619、586-620、586-621、586-622、586-624、586-630、586-631、586-632、586-633の各一部	延長82.64m 幅員4.57m	平成28年 3月17日	大田原 土木事務所
	那須郡那須町大字高久乙字道上593-204、593-205、593-206、593-207、593-208、593-209、593-211、593-212、593-213、593-214、593-316、593-326の各一部	延長78.45m 幅員4.69m～ 4.78m	平成28年 3月17日	大田原 土木事務所
	矢板市中字赤田438-1	延長177.70m 幅員5.20m	平成28年 3月24日	大田原 土木事務所
	河内郡上三川町大字上三川字上野田4673-1	延長28.38m 幅員5.00m～ 5.02m	平成28年 3月28日	宇都宮 土木事務所
	宝積寺中坂上土地区画整理事業 仮換地4街区13-5 (従前地)塩谷郡高根沢町大字宝積寺 字中坂上1385-13	延長29.31m 幅員5.50m	平成28年 3月29日	宇都宮 土木事務所
	下都賀郡壬生町大字安塚字西南原876-30、876-31	延長20.64m 幅員4.00m	平成28年 3月29日	栃木 土木事務所
	さくら市氏家字大野3446-153	延長29.93m 幅員6.00m	平成28年 5月18日	大田原 土木事務所
	那須郡那須町大字高久乙字道上593-311、593-327、593-328の各一部	延長74.93m 幅員4.61m～ 4.70m	平成28年 6月20日	大田原 土木事務所
	那須郡那須町大字高久乙字道上593-278、593-279、593-280、593-281、593-282、593-283、593-284、593-285、593-286、593-287、593-288、593-289、593-290、593-572の各一部	延長79.81m 幅員4.66m	平成28年 6月22日	大田原 土木事務所
那須郡那須町大字高久乙字道上593-293、593-294、593-296、593-297、593-320、593-410、593-414の各一部	延長91.84m 幅員4.52m～ 4.70m	平成28年 6月22日	大田原 土木事務所	

那須郡那須町大字高久乙字道上593-261、593-262、593-263、593-264、593-265、593-266、593-267、593-268、593-269、593-270、593-271、593-272、593-273、593-276、593-325、593-333、593-575の各一部	延長104.61m 幅員4.66m	平成28年 6月22日	大田原 土木事務所
矢板市中字二斗蒔763-4の一部	延長34.48m 幅員4.02m～ 4.07m	平成28年 6月29日	大田原 土木事務所
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字東北原2484-1の一部	延長40.83m 幅員6.00m	平成28年 7月12日	宇都宮 土木事務所
那須郡那須町大字寺子乙字上ノ原3967-360の一部	延長62.83m 幅員6.00m	平成28年 7月11日	大田原 土木事務所

栃木県告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	真岡市荒町4丁目33-4、33-5の各一部	延長16.00m 幅員4.00m	平成28年 6月3日	真岡 土木事務所

(建築課)

栃木県告示第413号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 起業者の名称
日本赤十字社
- 2 事業の種類
芳賀赤十字病院移転新築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
栃木県真岡市中郷字大道西及び熊倉町字タケ内地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

芳賀赤十字病院移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、日本赤十字社が芳賀赤十字病院を移転新築する事業であり、医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業であることから、法第3条第24号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、平成24年12月に本社理事会において本件事業の施設整備計画の事前協議を終了しており、本件事業の施行に必要な財源の予算措置を講ずることとしている。

また、平成28年6月に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院開設許可を受けていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 芳賀赤十字病院（以下「現病院」という。）は、大正11年に病床数30床、診療科3科の株式会社芳賀病院として創立し、昭和24年から日本赤十字社栃木県支部芳賀赤十字病院となって以来、逐次診療科の増加や病棟の増築など医療機能の充実に努めながら、現在では病床数401床、診療科26科を有し、地域住民の医療の確保に中心的な役割を果たしている。

救急医療に関しては、現病院が所在する県東保健医療圏（以下「本件医療圏」という。）において、唯一の二次救急医療機関であることから、本件医療圏の救急車搬入件数のうち6割を受け入れているほか、災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し災害拠点病院に指定されるなど、幅広い医療ニーズに対応すべく活動している。

一方、本件医療圏は、栃木県の二次保健医療圏において人口10万人に対する医療施設に従事する医師数が最も少なく、同様に医療施設等の数についても、病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局の全てにおいて県全体平均を下回っている地域であり、また、高齢人口の増加による疾病構造の変化及び救急車搬入件数の増加など地域における医療ニーズは増大、多様化する傾向にあり、本件医療圏内唯一の公的病院である現病院の機能充実が強く望まれている。

しかしながら、現病院は、主に外来及び入院等の診療が行われている5棟のうち3棟が現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）による耐震基準を満たしておらず、老朽化による鉄筋の発錆、浸食、コンクリートのひび割れ等が多数見られることから、早急な耐震化対策及び補修工事が必要な状況にある。

また、敷地及び施設の狭あいにより、本件医療圏で不足している急性期を脱した患者のリハビリ機能を備えた回復期病床の整備ができず、現病院の救急患者の受入れ断り件数の中でも、受入病床がないことを理由とする断り件数の占める割合が増加傾向にある。

そのほか、敷地の狭あいによって外来駐車場が不足しており、駐車枠外への駐車によって通行の支障が生じるなど場内の安全上問題となっているほか、駐車場出入口が1箇所しか確保できないため、来院客車両と救急搬送車両が駐車場入口を共用することになり、動線が混雑し危険性が生じており、構造的な問題への対応もできない状況である。

さらに、現病院は本件医療圏で唯一の第二種感染症指定医療機関及び災害拠点病院に指定されているが、施設の狭あいによって本件医療圏の配置基準上必要とされる感染症病床数を確保できておらず、災害拠点病院に必要とされる救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）用ヘリポートや被災者収容スペース等の施設整備が困難である。

加えて、度重なる増改築により施設内の各医療機能が分散配置され、それらをつなぐ動線が長く複雑化しており、患者が病棟から診療室、治療室等まで移動するために複数のフロアー移動と併せて100m以上の移動を強いられる場合もあるほか、職員については、ほぼ全ての診療科において使用される中央処置室が院内の1箇所の設置にとどまるため、複数のフロアーに分散配置された診療室との間で長い移動を強いられている。さらに、救急患者と外来患者の動線が混雑しているため、患者のプライバシー保護の問題も発生していることから、患者の良質な療養環境の確保及び医療活動に従事する職員の業務効率の向上の妨げとなっている状況である。

これらのことから、二次救急告示病院、第二種感染症指定医療機関及び災害拠点病院である現病院に求められる役割を十分に果たすことができない状況にある。

本件事業の完成により、施設の老朽化並びに敷地及び施設の狭あい化が解消されることにより、本件医療圏で不足するリハビリ機能を備えた回復期病床の設置、感染症病床の新たな設置、ドクターヘリ用

ヘリポートの新設など二次救急告示病院としての機能強化、災害時に被災者を受け入れるスペースの確保による救急医療機能の充実と災害拠点病院としての役割を果たすことが可能となることから、本件医療圏の中核病院として、住民の健康増進並びに救急医療機能及び災害医療機能の充実に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、起業者が任意で大気質、騒音及び振動について既存文献、データ等を基に検討を行った結果、環境基準値を満たすと予測されており、起業者は施工に当たっても慎重を期すこととしている。

また、起業者が、平成28年5月に希少動植物の有無の確認を目的に現地調査を実施したところ、起業地内において、植物については植生が確認されなかったものの、動物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエルが確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が残されることなどから本件事業による環境への影響は小さいものと予測されており、施行に際しては周辺環境への影響について十分配慮するとともに、希少な動植物を発見した際には適切な保全措置を行うこととしている。

なお、起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、当該遺跡については平成26年10月に真岡市が実施した試掘調査によって遺跡が残っている可能性が極めて低いと確認されているほか、新たに埋蔵文化財が発見された場合には真岡市教育委員会と協議を行い、その保護については十分に留意し事業を進めることとしている。

さらに、本件事業の完成後の患者搬送に伴うドクターヘリから発生する騒音に起因する周辺環境への影響については、地方航空局における場外着陸許可の事務処理基準（平成9年空航第715号）に定める基準に適合した運用を行う計画としている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、都市計画道路中郷八木岡線に接続しており、真岡鐵道真岡線北真岡駅から0.3kmの距離に位置するなど本件医療圏域住民の通院に便利な土地である。また、土地区画整理事業によって、本件事業に必要な面積が整形で確実に確保されること、土地の高低差が0.7mと平坦で敷地造成が容易で事業に要する費用も安価であることなどから、社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的である。

また、本件事業に係る施設の規模については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に基づく構造設備基準を充足するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）に定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たしている。

さらに、地域医療において同様の機能を果たしている他の赤十字病院との比較結果を基に、新たに移転新築する病院の延床面積を算出しているほか、病院の主要な医療機能である外来部門、中央診療部門及び病棟部門の規模についても同様の比較方法によって適切な規模を計画していることから、事業の目的に照らして必要最低限の範囲の計画面積であると認められる。駐車場台数についても現病院駐車場の利用状況や社会的条件から勘案して適切な駐車台数を推計しており、適正に計画されている。

これらのことから、本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたとおり、現病院は施設の老朽化や敷地及び施設の狭あい化から中核病院として求められる

機能を十分に果たせておらず、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

真岡市建設部区画整理課

(用地課)

公 告

○平成28年度栃木県立産業技術専門学校訓練生の募集

平成28年度に入校する栃木県立産業技術専門学校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門学校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成28年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 短期課程（委託コース）

2 募集予定人員

学 校 名	所 在 地 等	訓 練 科 名	定員(人)	対 象 者
県央 産業技術専門学校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	1 介護職員実務者研修科	20	離転職者
		2 医療事務・医師事務科	20	離転職者
		3 O A事務科	15	離転職者
		4 O A事務科	5	ひとり親 家庭の 父母等
		5 簿記会計事務科	20	離転職者
		6 W e b事務科	15	若年者等
		7 O A経理事務科	20	離転職者
		8 福祉サービス科	20	離転職者
		9 O A経理実務科	15	若年者等
		10 介護職員初任者研修科	20	離転職者
		11 医療事務・調剤事務科	20	離転職者
		12 ビジネスP C活用科	20	離転職者
県北 産業技術専門学校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	13 福祉サービス科	15	離転職者
		14 福祉サービス科	5	ひとり親 家庭の 父母等
		15 I T基礎知識資格取得科	20	離転職者
		16 O A総務事務科	20	離転職者

		17 福祉サービス科	20	離転職者
		18 Web事務科	20	離転職者
		19 OA経理事務科	20	離転職者
県南 産業技術専門学校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	20 介護職員初任者研修科	20	離転職者
		21 IT基礎知識資格取得科	20	離転職者
		22 OA総務事務科	20	離転職者
		23 福祉サービス科	20	離転職者
		24 OA経理事務科	20	離転職者
		25 医療事務・調剤事務科	20	離転職者
		26 介護職員初任者研修科	20	離転職者
		27 OA事務科	20	離転職者

注) 全ての訓練科について民間教育訓練機関等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓練科名	訓練期間	入校月
1 介護職員実務者研修科	6か月	10月
2 医療事務・医師事務科	3か月	10月
3 OA事務科	3か月	10月
4 OA事務科	3か月	10月
5 簿記会計事務科	3か月	10月
6 Web事務科	4か月	11月
7 OA経理事務科	3か月	11月
8 福祉サービス科	3か月	12月
9 OA経理実務科	4か月	12月
10 介護職員初任者研修科	2か月	1月
11 医療事務・調剤事務科	3か月	1月
12 ビジネスPC活用科	3か月	1月
13 福祉サービス科	3か月	10月
14 福祉サービス科	3か月	10月
15 IT基礎知識資格取得科	6か月	10月
16 OA総務事務科	3か月	11月
17 福祉サービス科	3か月	12月
18 Web事務科	3か月	12月
19 OA経理事務科	3か月	1月
20 介護職員初任者研修科	2か月	10月
21 IT基礎知識資格取得科	6か月	10月

22	OA総務事務科	3か月	11月
23	福祉サービス科	3か月	12月
24	OA経理事務科	4か月	12月
25	医療事務・調剤事務科	3か月	1月
26	介護職員初任者研修科	2か月	1月
27	OA事務科	2か月	1月

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

訓練科名	募集期間	応募方法
1 介護職員実務者研修科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校願書を提出する。
2 医療事務・医師事務科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
3 OA事務科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
4 OA事務科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
5 簿記会計事務科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
6 Web事務科	平成28年9月1日(木)から同月30日(金)まで	
7 OA経理事務科	平成28年9月1日(木)から同月30日(金)まで	
8 福祉サービス科	平成28年10月3日(月)から同月31日(月)まで	
9 OA経理実務科	平成28年10月3日(月)から同月31日(月)まで	
10 介護職員初任者研修科	平成28年11月1日(火)から同月30日(水)まで	
11 医療事務・調剤事務科	平成28年11月1日(火)から同月30日(水)まで	
12 ビジネスPC活用科	平成28年11月1日(火)から同月30日(水)まで	
13 福祉サービス科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
14 福祉サービス科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
15 IT基礎知識資格取得科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
16 OA総務事務科	平成28年9月1日(木)から同月30日(金)まで	
17 福祉サービス科	平成28年10月3日(月)から同月31日(月)まで	
18 Web事務科	平成28年10月3日(月)から同月31日(月)まで	
19 OA経理事務科	平成28年11月1日(火)から同月30日(水)まで	
20 介護職員初任者研修科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
21 IT基礎知識資格取得科	平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで	
22 OA総務事務科	平成28年9月1日(木)から同月30日(金)まで	
23 福祉サービス科	平成28年10月3日(月)から同月31日(月)まで	
24 OA経理事務科	平成28年10月3日(月)から同月31日(月)まで	
25 医療事務・調剤事務科	平成28年11月1日(火)から同月30日(水)まで	
26 介護職員初任者研修科	平成28年12月1日(木)から同月27日(火)まで	
27 OA事務科	平成28年12月1日(木)から同月27日(火)まで	

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓 練 科 名	選 考 日
1 介護職員実務者研修科	平成28年9月12日(月)
2 医療事務・医師事務科	平成28年9月12日(月)
3 O A事務科	平成28年9月13日(火)
4 O A事務科	平成28年9月13日(火)
5 簿記会計事務科	平成28年9月13日(火)
6 W e b事務科	平成28年10月13日(木)
7 O A経理事務科	平成28年10月14日(金)
8 福祉サービス科	平成28年11月14日(月)
9 O A経理事務科	平成28年11月14日(月)
10 介護職員初任者研修科	平成28年12月15日(木)
11 医療事務・調剤事務科	平成28年12月16日(金)
12 ビジネスPC活用科	平成28年12月16日(金)
13 福祉サービス科	平成28年9月12日(月)
14 福祉サービス科	平成28年9月12日(月)
15 I T基礎知識資格取得科	平成28年9月13日(火)
16 O A総務事務科	平成28年10月13日(木)
17 福祉サービス科	平成28年11月14日(月)
18 W e b事務科	平成28年11月16日(水)
19 O A経理事務科	平成28年12月15日(木)
20 介護職員初任者研修科	平成28年9月12日(月)
21 I T基礎知識資格取得科	平成28年9月13日(火)
22 O A総務事務科	平成28年10月13日(木)
23 福祉サービス科	平成28年11月14日(月)
24 O A経理事務科	平成28年11月15日(火)
25 医療事務・調剤事務科	平成28年12月15日(木)
26 介護職員初任者研修科	平成29年1月12日(木)
27 O A事務科	平成29年1月13日(金)

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

- (1) 応募書類は各公共職業安定所で配付する。
- (2) 問い合わせ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

(労働政策課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成28年7月13日	法令殺

(畜産振興課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年7月29日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 共同利用型基盤用ソフトウェア 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月31日
- (4) 納入場所 県が別途指定する場所（埼玉県さいたま市内）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げるいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ア 大分類：事務用機器、紙、文具類 小分類：オフィスオートメーション機器

イ 大分類：通信、情報処理 小分類：情報関連サービス

- (3) 平成28年9月14日から同月21日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) ISO9001、ISO27001及びISO22301の認証を受けていること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成28年7月29日から同年9月7日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所

平成28年9月14日午後3時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所

平成28年9月21日午前10時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）

(4) 入札方法

1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

平成28年7月29日から同年9月8日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成28年9月20日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札書に会計管理課で交付する仕様書に基づき作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査

栃木県経営管理部情報システム課長が、入札者の作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準

1の(1)の件名の納入物品仕様書が、会計管理課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Software for shared infrastructure systems of virtualization lset
- (2) Time and Date of bidding:
3:00p.m., September 14, 2016
- (3) Information is available at:
Contract Administration and Procurement Office,
Accounting Management Division,
Accounting Bureau,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2091

(会計局会計管理課)